

議案第74号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和3年11月30日提出

宇治市長 松 村 淳 子

宇治市条例第 号

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

- 2 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該作業に従事した日1日につき4,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特殊勤務手当の内払）

- 2 改正後の条例附則第2項の規定を適用する場合には、この条例による改正前の宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例第4条の規定により支給された特殊勤務手当は、改正後の条例附則第2項の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

(提案理由)

宇治市職員の特殊勤務手当について、所要の改正を行うものです。